カルドアのインド税制改革案における個人課税

森 俊 一

I. はじめに

カルドアは、1950年代の半ばに、インドの 税制、とくに内国消費税などの間接税を除く 直接税全般にわたる改革に向けて、まとまっ た提案を行った。それは、カルドアがイギリスの利潤・所得課税王立委員会の委員として の仕事を契機として、税制の調査・研究に精力的に取り組んで得られた一定の成果にもと づくものであった⁽¹⁾。とりわけ、個人支出税 導入の提案は、カルドア租税論を顕著に反映 するものである。

インドにおける税制改革案〔1〕は二つの部分により構成され、Part Iは個人課税に関する提案からなり、Part IIは事業利潤の課税上の取り扱い(法人税を含む)に関する提案から成り立っている。Part IIについては拙稿〔8〕で検討したので、今回は、個人課税に関する Part I を取り上げ、検討したい。

まず、カルドアの改革案の狙いと概要が示される。次に、純資産税、キャピタル・ゲイン課税、個人支出税、一般贈与税、また脱税に対する税務行政上の改善策について、カルドアの提案が検討される。これらの検討を通じて、カルドアの提案の意義あるいは問題点を明らかにしたい。これが、本稿の課題である。

Ⅱ. 改革案の理念と基本的方向ならび に提案内容の概略

理念と基本的方向

カルドアがインドにおける個人課税の現状 を踏まえ、望ましくまた実効的である個人課 税のあり方を提案するにあたり特に重視する 点は、当時のインドのように所得分配が不平 等で、少数の人々への富の集中がみられる発 展途上国において、税務行政上簡単で巨額の 税収入が期待できる売上税や個別消費税を課 す場合には、高額所得者や巨額の富の所有者 に対する課税、それも実効的な累進課税が不 可欠であるということである。それは、個人 課税が人口のわずかな部分に及ぶものでしか なく. また税収入も大きくないとしても. 実 効的な個人課税がなければ. 売上税等により 人口の大部分に課せられる重い税負担は社会 的に容認されないであろうということでもあ る。すなわち、実効的な個人課税は、内国消 費税などの大衆課税を行うための前提条件で あると考えられている。

ところで、個人に対する累進課税について、 カルドアは、問題点を次のように指摘する。 累進課税、とりわけ所得に対する累進課税を すべての先進諸国はもっている。所得課税の 最高限界税率はイギリスにおいては付加税 (super tax) と合わせて 90%を超えるほど の高さであり、遺産税の最高限界税率は 80% にも達したけれど、高額所得者や富の所有者 の税負担はこれらの名目的な税率によって示されるものよりもはるかに低く、それは所得 と富が完全に補足されていないことと、税制 に多くの抜け穴が存在しているためである。 もちろん以上のことは、イギリスとほぼ同じ 税制を採用しているインドにもあてはまるものとして指摘されている。

そして、このように個人に対する累進課税が実効的でなく、経済的・社会的不平等を緩和し得ないでいる主要な要因のうち、特にインドで顕著なものとして、所得と富(財産)に関し納税者から完全な申告がなされていないことが指摘され、その理由として、

- (i) 財産所得や財産の取引に、給与支払いの 場合にみられるような、課税当局への自動 報告制度がないこと.
- (ii) 税額査定のための申告が、十分に包括的でないこと、
- (iii) 名義人保有あるいは匿名の保有を通じて 財産や所得を隠蔽していること.

があげられている。インドにおけるこのような個人課税の実態を踏まえて、カルドアは、税制の抜け穴を利用する租税回避と非合法な脱税の防止については、部分的な改善策よりも個人課税を全面的に改革する場合に、実現可能性がはるかに大きいと主張する。

個人課税の全面的改革を構想するためには、個人課税のあり方を、公平、経済効果、税務行政上の効率の3つの観点から考察しなければならないとされる。公平の観点からは、労働からの所得と財産からの所得との間での課税の公平が特に注目され、それは、次

- の条件が満たされなければ、確保されないと 論じられる。
- (a) 所得の概念は、十分に包括的とされねば ならない。
- (b) 所得に対する税は、資本資産に対する年 次税によって補完されねばならない。
- (c) 利潤あるいはキャピタル・ゲインの算定にあたって、課税上認められる控除は、他と所得と比べて、統一的かつ差別のない原則によらねばならない⁽²⁾。

経済効果の観点からは、税制が努力、創意 あるいは危険負担に対してあまりにも大きな 阻害効果を持たないようにすべきことが主張 される。この主張は、これらの阻害効果の大 きさは限界税率に依存するので、極度に高い 最高限界税率の引き下げという政策の提言を 含意するものである。カルドアは、所得課税 が80%から90%にも至る高い最高限界税率 を持つことができるのは、実際には租税回避 のための抜け穴があるためであり、それが納 税者の純資産の増加(包括的所得)に課せら れたならば、それは決して維持されえないも のであると論じながら、公平のために課税 ベースを包括的にして、その代わりに所得税 の最高限界税率を引き下げることを主張す る。所得税の課税ベースを拡大してより包括 的なものにし、最高限界税率を引き下げると いうことは、戦後、各国でみられた税制改革 の基本的な方向と軌を一にするものであると いうことができる。

所得税の限界税率については、それは、稼得され貯蓄される所得に対しては、ほぼ40%-50%を超えてはならないとされる。しかし、消費に支出される所得に対する課税については、所得税とともに課せられてきた付加税

(super tax) のうち、一定の限界税率を超え る部分を支出税に置き換えることにより. 実 効税率を貯蓄される所得に対する税率よりも 高くすることができるとし、また、財産から の所得に対しては, 所得税とともに純資産税 (net worth tax) の形で税が課せられるべき であるとされる。所得税と合わせて個人支出 税が課せられるということは、カルドアの提 案において注目すべき最も独創的な提案であ る。純資産税については、それは資本の生産 的使用、危険負担に所得税のような阻害効果 を持つことはないが、所得税と同様に貯蓄に 対する阻害効果を持つので、 最高限界税率は 1%-1.5%を超えてはならないとされる。 純資産税はどこの国でも採用されたことのな い新税というわけではないが、多くの国で採 用されている税ではない。したがって、その 採用もカルドアの提案の特徴の一つと考える ことができる。

税務行政上の効率の観点からは、(1)諸税の 課税ベースは単純明解な定義によるべきでき あること、(2)とりわけ所得税の課税ベースは 包括的でなければならないこと、(3)単一で包 括的な申告により諸税の税額査定が行われる こと、また個人課税システムが自己照査(selfchecking)機能を持ち、申告においてある項 の記載は他の項の記載により照査され、ある 納税者の申告は他の納税者の申告により照査 されることが可能となること、そしてすべて の資本取引に関する自動報告制度が存在する こと、が重要な要件とされる。

提案内容の概略

個人課税システムが実効的で自己照査機能 を持つことができるためには、それは(a)所得. (b)キャピタル・ゲイン、(c)純資産、(d)個人(消費)支出、そして(e)贈与(遺贈も含む)に対する税で構成されなければならず、これらの5つの税は、一つの手続きとして、また納税者によって提供される単一の包括的申告にもとづいて、税額査定されるべきであることが提案される。

(a) 所得税

所得課税については、現行の所得税と付加税(super tax)の組合せに代わって、単一の所得税が存在すべきであるとされ、その税率は、2.5万ルピーの年所得に至るまで累進的に増大し、それを超える所得には最高限界税率7/16が課せられるものとされる。さらに、会社には、そのすべての所得に対して7/16の税率で非還付の税(独立の法人税)が課せられる⁽³⁾。

(b) キャピタル・ゲイン税

すべての実現キャピタル・ゲインには、所得税が課せられるべきであり⁽⁴⁾、キャピタル・ゲイン課税は所得税によって行われる。それゆえ、キャピタル・ゲインを除いた所得合計が2.5万ルピーを超えると、キャピタル・ゲインは所得税の最高限界税率7/16で課税される。

(c) 純資産税

これは、個人が保有する純資産額(net worth:資産から負債を除いた額)に対して課され、一例として、10万一40万ルピーの個人純資産額に対する限界税率0.3%から始まり、150万ルピーを超える純資産額に対する最高限界税率1.5%に至る累進課税があげら

れる。

(d) 個人支出稅

現行の所得税と付加税 (super tax) を統合 した所得税の最高限界税率を 7/16 にするこ とにより、現行の所得税と付加税 (super tax) を合わせて 7/16 を超える税率での課税。す なわち付加税 (super tax) のうち 3/16 を超 える税率での課税に代わるものとして、個人 支出税の導入が提案される。この税は個人 (消費)支出に課され、納税者が支える家族 1人あたりの支出を基礎に、成人1人あたり 年1万ルピーを超える個人支出に対して(未 成年は成人の1/2と計算される)累進課税さ れる。その税率は、1万-1.25万ルピーの支 出に対する25%から始まって、5万ルピーを 超える支出に対する最高限界税率300%に至 るものとされる。カルドアが示しているこの 税率は支出税引き税率であって、支出税込み 税率に直すと、20%から 75%ということにな る。個人支出税の税収入は、現行付加税 (super tax) のうち個人支出税で代替される 部分の税収入をほぼ相殺するものと想定され ている。

(e) 一般贈与税

純資産税が導入され、純資産額が納税者により年々申告されるときには、次のような一般贈与税が現行の遺産税に全面的に取って代わるべきものとされる。一般贈与税は、受贈者が納税義務者であり、受け取った贈与・遺贈のうち1万ルピーを超える贈与・遺贈に対して課され、その限界税率は受贈者が保有する純資産額(贈与・遺贈を含む)に依存し、15%から80%に及ぶものとされる。

以下,これらの5つの税ならびに包括的申告,自動報告制度などの税務行政上の改善策についてカルドアの議論をみていく。

Ⅲ. 純資産税

カルドアは、インドの税制改革の一環とし て純資産税 (年次財産税) の導入を勧告する。 戦後の数年間、わが国は税制の再構築のため になされたシャウプ勧告〔4〕によりこの税 を富裕税として実施した経験を持っている。 課税ベースは、保有財産の元本価値(負債を 差し引いた純資産の価値)であるけれども. 純資産税は実質的には財産から発生する所得 に対する税として意図されたものであり、そ の点で、それは遺産税あるいは資本課徴のよ うに元本それ自体に対する税として意図され たものではない。課税は累進税率によるが. その税率は、負担が財産からの所得の範囲に 収まるように、また所得に対する課税も考慮 に入れて、きわめて低率のものとして設定さ れる。ここで、カルドアが、財産からの所得 として、貨幣所得また資本の期待された価値 増加(キャピタル・ゲイン)の他に、心理的 所得を含めるべきであるとしていることに注 意すべきであり、限界税率としては0.3%か ら最高1.5%まで、さらに課税件数を税務行 政能力の範囲に制限するために 10 万ルピー という高い課税最低限が提案される。

また,純資産税は包括的でなければならず, 現金,預金残高,宝石等を含む,すべての形態の財産に及ぶべきものとされているが,も ちろん,人的資本に及ぶものとはされていない。それゆえ,純資産税は一般的にいってそれ自体で所得税に代わりうる独立の基幹税た

りえず、他の税、とりわけ所得税を補完する 機能を持つ税として構想されるが、カルドア が導入を提案する純資産税もそうである。こ のことは、純資産税の公平上の主たる論拠に 関連するとカルドアが考える論点にかかわる ものである。カルドアは、所得それ自体は、 労働からの所得と財産からの所得との間で は、あるいは財産と所得を異なった割合で保 有している人々の間では、担税力(税支払い 能力)の適切な尺度ではなく、財産もまた、 その保有者に財産が生み出す貨幣所得とは区 別された担税力を与えるのであって、このこ とを考慮すると、所得税と純資産税との組み 合わせが、納税者の担税力に応じた課税とい う原則により近づくことを可能にすると主張 する。カルドアのいうように、保有財産その ものが納税者に与える利益、すなわち上述の 心理的所得に担税力を認めるとすると、財産 そのものに課税するしか他に手段がないこと はいうまでもない。

すべての資産が貨幣所得を生むのではなく、財産に対する税は、たとえ課税される財産がその税を支払う貨幣所得を伴っていなるとも、財産所有者に支払いを強いるもので、不公平であるという議論が、純資客税に対する反論として提起されることに対して、このような議論は所得ということで何が意味されているのかというきわめて原理は、その所有者に、彼が購入することのできる他の形態の財産から得られる利益に少なく、財産が貨幣所得を生み出していないならば、それと同等の心理的所得を生み出しているか、あ

るいは財産の価値増加が期待されているに違いないと指摘しつつ、カルドアは、上述のような反論は純資産税への反論として有効ではなく、かえって財産からの特定の形態の利益、すなわち貨幣所得のみに課税せざるを得ない所得課税の固有の欠点を示すものであると主張する。

純資産税の論拠にかかわる重要なもう一つ の論点は、純資産税の経済効果に関してであ る。カルドアによると、所得税は資本の冒険 的使用すなわち危険負担を課税上差別的に取 り扱うとされる。所得税は、危険負担を通じ て得られる追加所得を安全な所得と同じよう に課税することによって、危険負担を差別す る(不利に取り扱う)けれども、純資産税の もとでは、同じ財産価値の保有者は、財産が 安全な投資に向けられようと、危険を伴う投 資に向けられようと、そしてその結果として、 異なる額の所得を生み出しても、同額の税負 担が求められるという意味で、危険負担の要 素を課税上考慮に入れている(つまり、危険 負担をすることで追加所得が得られたとして も、そのことは課税に影響を及ぼさない)と される。この点、同じく純資産税の導入を勧 告したシャウプ勧告では、より明瞭に、同額 の所得でも、その所得が不確実な場合(危険 を伴う場合)、そのような所得を生み出す資 本の価値は、安全な(確実な)所得を生み出 す資本の価値よりも小さく、純資産税は、不 確実な所得に対して負担を自動的に小さいも のとするが、所得税はこういう利点を持たな いと説明されている。

純資産税の経済効果が持つ重要性は、所得 税のあり方との関係を考える場合、一層明ら かとなる。カルドアのインド税制改革に関す

る勧告では、所得課税の最高限界税率を 7/16 に引き下げることが提案されている。所得課 税の最高限界税率を低くすることにより、資 本の生産的使用また冒険的使用(危険負担) に対する所得税の阻害効果を緩和し、同時に、 労働所得に対してよりも財産所得により重い 税負担を課すことが純資産税導入の狙いと考 えられるからである。問題の捉え方は、カル ドアの提案とシャウプ勧告とで同じであると いうことができる。シャウプ勧告では、純資 産税は高率の所得税に代わるものであって、 これに付加されるものではなく、純資産税が 採用されないならば、所得税の最高税率を 50%ないし55%まで引き下げるよう勧告し ないであろうと説明されている。労働所得と 財産所得とを課税上差別するためのもう一つ の方法は、所得税率を高く維持したままで、 労働所得に対して稼得所得控除(労働所得控 除)などの措置を講じて労働所得軽課を図る というものであるが、これは所得税の阻害効 果を大きなものに維持することにつながり. 決して望ましいものではないということも、 カルドアとシャウプ勧告との共通の認識であ ると思われる。

純資産税に対する主要な反対論の一つは, 税務行政上このような税を効果的に実行する ことが可能であろうかということであろう。 というのは、財産の隠匿に対処する困難と財 産価値の評価における困難が直ちに予想され るからである。

財産の隠匿の問題に関しては、貨幣所得を 生み出す財産と貨幣所得を生み出さない財産 とに分けて考えるのがよいであろう。カルド アがいうように、貨幣所得を生み出す財産に ついては、所得税によって所得が捕捉されて いる限り、それを生み出した財産を納税者が 隠匿するのは困難である。所得が捕捉される ならば、それを生み出した財産の存在もおの ずと明らかになる。こうして、所得税が十分 効果的に機能していれば、財産の補足も容易 になり、逆に、純資産税のために納税者が純 資産額を毎年申告しなければならないこと は, 所得の捕捉を容易にし, 所得税の脱税を 防止するであろう。ここから、純資産税と所 得税の二つの税の税額査定と執行は、お互い に関連づけられるべきであり、両者の課税は 納税者の所得や資産に関する単一の包括的な 申告にもとづいて、同一の課税当局により行 われるべきであるというカルドアの主張が導 出される。特にキャピタル・ゲイン課税、さ らには導入が提案される個人支出税が有効に 実施されるためには、課税当局は納税者から 資産の取り引きについて申告を受けることが 必要となることは明らかである。

この税務行政における所得税と純資産税との関係は、シャウブ勧告でも重視されており、 そこではアメリカにおいて納税者から貸借対 照表を提出させていないことが、高額所得に 対する徴税機構の最も弱い環となっていて、 純資産税のための行政上の努力は他の税の実 施に対して利益となると指摘されている。

もちろん、インドの税制改革案では、不動産とともに、無記名の証書で売買される株式や、クーポンにより利子が支払われ、裏書きにより移転がなされる政府証券の登録・管理の強化も言及され、財産の所有に関して、登録・管理の現状を改善すべきことが勧告されている。また、インドに関しては、財産の名義人保有が広範に行われている現状に対し、実質的所有者の強制的開示が所得税と純資産

税の効果的な執行にとって不可欠とされてい る。

それでもなお、財産の隠匿は生じるであろう。これまでの考察に従えば、財産は所得を 生まない形態で、例えば、現金、宝石、貴金 属等の形態で保有され、隠匿されると思われ る。しかし、財産を隠匿するために、所得を 生まない形態で財産を保有するということ は、納税者にとって決して利益にはならない であろう。シャウプ勧告でも指摘されている ように、純資産税は、むしろ、生産的に使用 され、所得を生み出す形態で財産を持つこと を促すであろうと思われる。もっとも、イン ドのような伝統的な社会では、宝石等の形態 での財産保有が広く見られるので、財産隠匿 の問題は軽視できず、その取り扱いが問題と なるが、このことについては後述される。

次に評価の問題であるが、原則は、個々の 財産をそれが売却等により移転されるまで, 購入価格で評価することである。 すなわち、 いったん評価された財産は、毎年再評価され ることはない。したがって、財産が購入価格 以外で評価されねばならないのは、純資産税 が導入される時と、財産が無償で移転される 時である。導入時における財産評価につい て、カルドアは、納税者に市場価値にもとづ いて保有する財産の評価額を申告させ、課税 当局が納税者の評価は市場価値に比して低す ぎるとの疑義をもったときには、納税者にあ らためて留保価格(reserve price)を提示さ せ、それでもそれが市場価値を下回る場合に は、納税者が提示した留保価格でその財産を 買い取る権利を政府は行使することができる という制度を提案する。確かに、このような 制度は、納税者による財産価値の過少評価を

防止することに役立つであろう。

また、財産に対する納税者の評価を照査す るために、政府のある機関、例えば中央評価 局の設置が提唱される。この機関は、財産の 最初の評価と、無償移転される財産の評価の 照査が主たる仕事となる。無償移転される財 産の評価の照査は、純資産税だけでなく、一 般贈与税またキャピタル・ゲイン課税(後述 するように財産の無償移転もまた課税上キャ ピタル・ゲイン実現の機会とみなされる)の ためにも必要となる。ここでも、純資産税の 実施は、他の税の執行と税務行政上密接に関 連していることが明らかであり、中央評価局 の役割は、個人課税全体に関係するものと位 置づけることができる。評価のための職員が 十分に配置されるまでは、純資産税の効果的 な実施は期待できないとしても、まずは納税 者に所得と資本に関する包括的な申告を求 め、これによって純資産税を実施することは 可能であるというのが、カルドアの見解であ る。

Ⅳ. キャピタル・ゲイン課税

インドではキャピタル・ゲインに対する課税の規程が税法にあり、2年間の実施の後、当時はその執行が停止されていた。このようなインドの状況に対して、カルドアはキャピタル・ゲイン課税の再導入を提案する。キャピタル・ゲインを課税所得から除外することは、公平の点からも税務行政の点からも弁護できないが、所得課税の貯蓄(資本蓄積)と危険負担(事業上の冒険)に対して持つ阻害効果を軽減するという経済効果の点からのみ支持されるというのが、キャピタル・ゲイン

課税に関するカルドアの基本的見解である。 キャピタル・ゲイン課税がなされ、それに対 する税率が極度に高い場合には、 阻害効果は かなり深刻なものとなろう。課税の経済効果 は限界税率に依存する。したがって、この問 題への対処としては、所得課税の最高限界税 率を高く維持しつつ、キャピタル・ゲインを 非課税にするか、あるいはキャピタル・ゲイ ンに課税し、それに対する税率を低いものと するという二つの方法が考えられる。カルド アは、前者は公平と税務行政の点からみてあ まりにも大きな問題を引き起こす (これが当 時のインドの状況)として、後者を主張する。 ところで、キャピタル・ゲイン課税につい ては、重大な問題が存在する。キャピタル・ ゲインがインフレにもとづく単に貨幣的な価 値増加をあらわし、実質的な価値増加をあら わしているのではないとすれば、あるいは利 子率の低下によるものであって、資産からの 期待所得の増大をあらわしたものではないと すると、キャピタル・ゲインは実体がなく錯 覚によるものであり、 さらに実体のあるキャ ピタル・ゲインであっても、それは規則的に 再帰するものではなく、 偶然的なものである から, 規則的に再帰する同額の他の所得と同 じ担税力を納税者に与えるものではない。こ れらの批判はカルドア自身によって強く主張 されてきたものである。カルドアは、彼の『支 出税』〔3〕において、キャピタル・ゲインの うちどれだけが実体のあるもので、どれ程の 担税力をあらわすものであるかを判断するこ とはおよそ不可能であるという議論を中心 に、 所得を課税ベースとして採用することの 問題を詳細に展開している。キャピタル・ゲ インの取り扱いの問題は、カルドアの所得課 税批判において中心的位置を占めるものであった^⑤。

しかし、それでもあえて所得を課税ベース として用いる場合には、キャピタル・ゲイン を課税所得に含めることは当然であり、公平 の点からも重要であるというのが、ここでの カルドアの主張である。その論拠として, キャピタル・ゲインだけではなく, いかなる 種類の貯蓄も、同じ理由で、程度は異なるに せよ、実体がなく錯覚にもとづくものである ということをあげている。これは、インフレ 期においては現金、銀行残高、公社債などの 貯蓄資産は、実質価値の低下を被り、キャピ タル・ロスが生じているが、実質価値と名目 的な価値との差は実体がなく錯覚にもとづく ものであるとの指摘であると思われる。配当 などはインフレに応じて増額され、それによ り配当を生み出す資本価値も増加するが、何 の収益ももたらさない現金、あるいはそこか らの所得(利子)が名目的に固定されている 銀行預金、公社債の価値は、インフレに応じ て増加するものではなく減価する。実質的な 資産価値と名目的な資産価値の差は、インフ レによるものであって、錯覚にもとづくもの と論じられているのである。キャピタル・ゲ インは全額課税所得に算入され、キャピタ ル・ロスは全額控除されることを提案し、こ の提案こそ最も重要なものであると強調した シャウプ勧告も、この問題に触れている。 シャウプ勧告はインフレ等による実体のない キャピタル・ゲインを紙上のゲイン(paper gains)と呼び、キャピタル・ゲインは紙上の ゲインであるので課税から除外すべきである とすると, 預貯金, 公社債等にはキャピタル・ ロスを認めてその分を所得から控除すべきで あるということになろうと指摘している。そ の指摘の含意は、キャピタル・ゲインは紙上 のゲインであるという理由で課税から除外す るのに、預貯金、公社債等にはキャピタル・ ロスを控除しないのは整合的でなく、不公平 であるので、紙上のゲインであろうとも課税 から除外すべきではないとの主張であること は明らかである。より一般的にいえば、すべ ての資産とそれが生み出す所得に対して物価 調整をするということが理想であるが、現金 の保有. また債務にまでそれを徹底すること は実際上不可能である。もちろん、物価調整 を一部の所得に行い. 他の所得には行わない というのは、不公平である。また、キャピタ ル・ゲインのうち、物価上昇とともに利子率 低下を反映するものも含めて、どれだけが担 税力を持たない紙上のゲンイであるかを判断 することも容易ではない。したがって、カル ドアが主張するように、またシャウプ勧告の 主張のように、課税が所得にもとづく限り、 所得の唯一の公平な概念は, すべての実現 キャピタル・ゲインを課税上他の所得と等し く取り扱うものということになろう。

さらに、税務行政上キャピタル・ゲイン非 課税が問題になるのは、それが他の所得に対 する課税を回避する手段として利用されるか らである。シャウプ勧告でも、租税回避に関 して重要なのは、通常の所得が容易にキャピ タル・ゲイン化されるという点であることを 指摘している。カルドアは、この点について、 次のように述べる。キャピタル・ゲインは原 則非課税であるものの、ある納税者(証券の 専門的取引業者)は事業上の利益としてキャ ピタル・ゲインに課税され、したがってキャ ピタル・ロスは控除される。このことが、キャ ピタル・ゲインに課税されない側は課税される所得(例えば配当)をキャピタル・ゲイン化し――株式の配当込み売却――、キャピタル・ゲインが課税される側はその課税所得を株式の売買――株式の配当込み購入と配当落ち売却――により作為的に作られたキャピタル・ロスで相殺することを可能としている。こうした操作が、所得税収入を、キャピタル・ゲインが全面的に非課税または全面的に課税される場合の税収入以下に引き下げている。カルドアのこのような指摘は、問題の所在を明瞭に示すものとして重要であると思われる。

インドでは、2年間の実施の後、キャピタ ル・ゲイン課税は停止されたが、カルドアは、 停止に向けて財政当局があげた理由のうち. わずかな税収入しか期待できないということ と、投資を阻害し、資本市場での証券の自由 な動きを妨げたということ、 すなわち経済に 対して重大な負の効果を持つということとの 間には、論理的な矛盾が存在すると論じる。 しかしながら、原理的には、ここには論理的 矛盾はないというべきである。キャピタル・ ゲイン課税が証券の売買を不活発にし、資本 市場の機能を抑え、投資を阻害して、経済に 重大な損害を与えたとすると、その結果とし て税収入はさほど大きくはないであろう。た だし.ここでカルドアが明らかにしたいのは. 2年間のキャピタル・ゲイン課税に関して課 税件数は6年間の徴税期間で総計たった 1.814 件にすぎなかったように、キャピタル・ ゲイン課税は十分実効あるものとして機能し たとはいえず、それゆえ税収入がわずかで あったということであり、このこととキャピ タル・ゲイン課税が資本市場の機能を不全に

し、経済に大きな負の影響を与えたと主張するのは、確かに矛盾である。また、キャピタル・ゲインに課税する最も基本的な根拠は公平の点にあって、短期の税収入如何の問題にあるのではないということも、カルドアの主張するとおりであろう。

カルドアは、キャピタル・ゲイン課税の再 導入に際し、税法における現行の規程に関し て重大な変更を提案する。現行の規程では. 贈与や遺贈による資本資産の無償移転をキャ ピタル・ゲインが実現する機会として捉えず. 実現の機会から除外している。これは、カル ドアによると、正しい課税の原理に適うもの ではないとされる。課税の原理からいえば本 来は発生キャピタル・ゲインに課税すべきで あるが、それは実際には不可能であって、実 現されたキャピタル・ゲインに課税せざるを 得ない。その意味で、実現キャピタル・ゲイ ン課税(キャピタル・ゲインの実現時課税) は、税務行政上の配慮によるものであると いってよい。したがって、すべてのキャピタ ル・ゲインは納税者の生涯の何らかの時点で 課税されるべきであり、納税者の生涯にわ たってみると、実現キャピタル・ゲインに課 される税は、発生キャピタル・ゲインに対す る税と同一になるように、キャピタル・ゲイ ン課税は制度化されなければならない。資産 の移転が有償であろうと、無償であろうと、 キャピタル・ゲインが実現する機会とされて はじめて、納税者の生涯にわたる実現キャピ タル・ゲインの総額は、発生キャピタル・ゲ インの総額と等しくなる(時間の遅れによる 相違を除いて)。こうして、キャピタル・ゲイ ンのかなりの部分が課税から逃れてキャピタ ル・ゲイン課税のもつ税収調達能力が大きく

削減されることを防ぎ、未実現のキャピタル・ゲインをできるだけ大きくしようという 誘因を納税者に与えることを阻止するために、贈与や遺贈をキャピタル・ゲイン課税の 機会とするように税法の規程を変更することが提案される。この点、わが国のシャウプ勧告においても、資産が無償で移転された場合でも、そのときにその資産に発生していたキャピタル・ゲインあるいはキャピタル・ロスは、移転が行われた年の所得税の申告において計上されねばならないとされている。

キャピタル・ゲイン課税の税率については, カルドアは、税法の規程が最高限界税率を比 較的低く 5/16 においた点は評価しつつ,こ の最高限界税率に至るまでの累進のすすみ具 合はあまりにも緩やかで、最高限界税率 5/16 が適用されるのは 100 万ルピーを超えるキャ ピタル・ゲインに対してである点については (カルドアの提案では、単一の所得税の最高 限界税率 7/16 が課せられるのは、2.5 万ル ピーを超える所得に対してである) 支持でき ないものとする。そして、現行の所得税と付 加税 (super tax) の組み合わせに代わる単一 の所得税の最高限界税率 7/16 は、キャピタ ル・ゲインに対する現行規程の最高限界税率 5/16 との差はあっても経済効果の点から不 当に高いとは思われないので、キャピタル・ ゲインに課税するにあたり所得税とは別の税 (キャピタル・ゲイン税)を課すのではなく, キャピタル・ゲイン税を所得税に吸収・統合 するのが望ましいとしている。もちろん、こ の場合、キャピタル・ゲインは、他の所得と 合算されて、所得税の単一の超過累進税率が 適用されるので、キャピタル・ゲインに限っ て累進課税の進行が緩やかとなるということ

はない。

個人課税に関するカルドアの改革案では. 単一の所得税の最高限界税率 7/16 の提案は. 現行の付加税 (super tax) の一部が累進個人 支出税に代替され、また純資産税が導入され ることが前提となっている。ところが、これ らの前提が満たされない場合には、特に個人 支出税が採用されない場合には、付加税 (super tax) の存続を考えざるを得ず、その ときには、所得税の最高限界税率を現行の 4/16 から 7/16 に引き上げ、現行の付加税 (super tax) で 3/16 以上の税率が適用され る税率階層(すなわち年4万ルピーを超える 所得)から付加税(super tax)の課税を開始 するように、所得税と付加税(super tax)の 関係を変更することが検討されるべきである としている。この場合、カルドアは、キャピ タル・ゲインには所得税は課せられるが、付 加税(super tax) は課されないようにするこ とは可能であり、その結果、利子や配当への 源泉徴収税率はキャピタル・ゲインに対する 税率と同一となって、通常の所得のキャピタ ル・ゲイン化という操作を無意味にすること ができるであろうと示唆している。

しかし、このような場合でも、キャピタル・ゲインには付加税(super tax)が課されないという点で、その他の所得と比較してキャピタル・ゲインは課税上優遇されることになり、通常所得のキャピタル・ゲイン化という操作から納税者はなお利益を引き出すことができるのではないかと思える。個人支出税が付加税(super tax)に取って代わる場合には、個人支出がキャピタル・ゲインからなされようと、当然課税の対象となる。個人支出が通常の所得からであろうと、キャピタル・ゲイン

からであろうと、個人支出税の課税はそれに は依存しない。その意味で、個人支出税では、 キャピタル・ゲインと通常の所得は差別なく 取り扱われる。このことが、個人支出税の利 点であるということができる。そうだとする と、個人支出税が採用されない場合において も、キャピタル・ゲインは、他の所得と同じ く付加税 (super tax) の課税の対象となると いうのが、公平の観点からは当然のように思 える。カルドアがあえて付加税(super tax) の課税対象からキャピタル・ゲインの除外を 示唆したのは、キャピタル・ゲインへの高率 の課税に伴う経済効果に配慮したためである ことは明らかであるが、同時にそれは公平を 損なうことも確かである。この公平の観点と 経済効果への配慮との間のトレード・オフの 関係は、付加税(super tax)を個人支出税に 代えることの重要性をあらためて示すもので あろう。

V. 個人支出税

カルドアのインド税制改革案では、個人支出税の導入が提案され、それは、所得税と合わせて 7/16 以上の税率で課税されてきた付加税 (super tax) に代わるものとして構想されている。まずはじめに、個人支出税の課税様式に関するカルドアの議論をみることにしよう。

支出税は納税者の年間(消費)支出額に対して課税されるが、支出税の税額査定にあたり、納税者の個人(消費)支出額の申告が直接求められることはない。個人支出額は、一般的にいって、一年間の現金流入額から当期の非消費支出のための現金流出額を差し引く

ことより、当期の消費支出のための現金流出額として求められる。すなわち、一年間のキャッシュ・フローを捉えることによって、当期の個人支出額は間接的に捉えられるのである。カルドアも、明らかにこのことを念頭に置いている。カルドアの提案では、個人支出額は、賃金・利子・配当などの通常の収入、資産の購入・売却、借入・債務の返済などの資本取引、贈与など示す包括的申告のなかで明らかにされるものと考えられている。

消費支出を求めるために一年間の現金流入額から差し引かれる項目として、カルドアは、(a)厳密な意味での事業支出、(b)すべての投資支出(その中には、貸付、過去の債務の返済等も含まれる)、(c)自家用家屋のような個人的使用のための資本財の購入(これには、美術品、宝石、装身具等も含まれる)、(d)他人に対する贈与、をあげる。ただし、個人的使用のための資本財については、売却までの間、そこからの年々の便益(例えば購入額の5%)が、年々の消費支出に付け加えられる。

このように、消費支出の定義には曖昧なところはなく、キャッシュ・フローにもとづいて個人支出はかなり明確に捉えられる。とはいえ、個人支出を捉えるにあたり、税務行政上まったく問題がないかといえばそうではなく、二つの困難を指摘することができる。一つは、フリンジ・ベネフィット(fringe benefit:現物でなされた手当・給付)であり、それは定義により納税者の個人支出であることは明らかであるが、彼自身の支払いにより賄われたものではなく、雇用者等他の人の支払いによって賄われたものである。したがって、納税者のキャッシュ・フローに反映されず、これを捉えるのは困難である。この問題

は、個人支出税においてはじめて生じるもの ではなく、フリンジ・ベネフィットは受け取 る人の所得とされるべきであるので,所得税 にとっても厄介な問題である。また、フリン ジ・ベネフィットと同様な問題が、個人支出 税では生じるであろう。それは、他人に贈与 を行い、見返りに受贈者は贈与者のために支 出を行うという問題である。フリンジ・ベネ フィットやこのような贈与は、個人支出の隠 蔽であり、個人支出税に対する抜け穴を提供 するものである。この点について、カルドア は、納税者の申告により明らかにされた個人 支出額が彼の生活様式と整合的であるかどう かは、正確ではないとしてもある程度は判断 できるので、ある限度を超えて個人支出の隠 蔽が行われることは可能ではないとしてい る。カルドアはかなり楽観的であるが、極端 な場合は別として、フリンジ・ベネフィット や贈与を通じる個人支出の隠蔽の問題は、多 少とも厄介な問題であり続けるのではないか と思われる。

もう一つの問題は、カルドアによって言及されてはいないけれども、非消費支出なのか、消費支出なのか区別の曖昧な支出項目が存在するということである。典型的には、教育支出をあげることができる。教育から直接の楽しみを得るのであれば消費支出であり、納税者の所得獲得能力を高めるものであれば、それは投資支出である。教育を受けるための支出は、これらの要因が混在しているであろう。この問題は、個人支出税においてはじめて生じる問題である。このように、個人支出を確定することにおいても、いくつかの困難な問題があるが、それは、課税の根幹かかわるような原理上の問題ではなく、税務行政上ある

程度の妥協を余儀なくされる問題とみてよい のではないかと思われる。

さて、現金流入額から上述の項を除外して 個人支出が求められるが、これが直ちに個人 支出税の課税ベースとなるわけではなく.納 税者の事情により避けることのできない差し 迫った支出がさらに除外される。すべての個 人税の支払いとともに、カルドアにより除外 するに値するとされた支出として. (i)葬式. 出産のための支出、(ii)一定額以上の医療支出、 (iii)身体障害に伴う一定額以上の支出. (iv)罰金 等. (v)火災. 盗難. 自然災害等に伴い負わね ばならない支出、があげられている。これら すべての除外項目を控除した残余が課税され る個人支出となるが、さらに自動車等の耐久 財に対する支出、あるいは結婚に伴う支出な ど,一時に大きな支出は,5年あるいは10年 の期間にわたって分散計上することが認めら れるよう提案される。累進課税のもとでは、 ある一定期間をとってみると、課税ベースの 総額は同じでも、それがある特定の年に集中 しているほど、当該期間における納税者の税 負担総額は重くなるが、支出の分散計上によ り、一時的な支出の平均化、それによる税負 担の軽減を可能とすることが期待されている のである。

税額査定に関し、カルドアの提案で注目してよいのは、分割システムの採用である。カルドアによると、個人支出税の課税目的は、支出に対し急勾配の限界税率を課すことによって、高い水準の消費を抑えることにあるので、一定の生活水準のために必要な家族の支出は納税者が支持しなければならない家族の大きさによって異なるということを考慮に入れる必要性は、所得税の場合よりも大きい

とされる。こうした認識にもとづいて、カルドアは、家族全体の総支出ではなく、家族構成員(成人)1人あたりの支出の大きさに応じて適用される税率が決められるべきであり、そのために分割システムが採用されるべきであることが提案される。これは、家族全体の総支出を家族の成員の数で割り、成員1人あたりの支出に税率表を適用して税額を求め、それに成員の数を乗じて、納税者の支払うべき税額を算出する方法である。このとき、未成年の成員は成人の成員1人の1/2と計算される(⑥)。

税率については、成人1人あたり1万ル ピーの課税最低限と、この額を超える支出に 対する25%から5万ルピーを超える支出に 対する最高限界税率 300%に至る超過累進税 率が提案される。これは、支出税引き税率で ある。個人税の支払いは除外項目の一つであ り、個人支出には算入されない。それは、個 人支出税についても同じである。したがっ て, 個人支出税の税率は, 税引き税率として あらわされるのである。これを税込み税率に 換算すると, 20%から最高限界税率 75%とな る^⑦。このような個人支出税の課税最低限と 累進税率は、現行所得税と合わせて 7/16 以 上の税率階層にある所得に対する現行の付加 税(super tax)に代わるもとして適当である とされ、これらの高額所得層にとって、付加 税(super tax)の個人支出税による代替は、 税負担を著しく変化させないであろうとされ る。もちろん、支出に対するより強い抑制と 貯蓄に対するより強い刺激のために、 課税最 低限をより低くし、累進の程度をより急勾配 にすることもありうるとされ、インドの経済 発展のためにはより望ましいものとされてい

る。カルドアは、現行の所得課税で 7/16 以 上の税率階層にある所得がすべて支出される と仮定したとき、そのような所得に対して 7/16 を超える税率での課税を可能としてき た付加税 (super tax) を廃止して個人支出税 に置き換えるとしても, 現行の課税所得に対 する税負担を大きくは変化させないと想定で きるが、実際には一部は貯蓄されるだろうと 予想する。反面, 所得課税が及んでいない, あるいは及び得ない源泉からの消費支出もあ るであろう。こうして、カルドアは、支出税 収入の大きさは粗い推計さえ不可能であると しつつも、インドの現状では、個人支出は課 税所得を大きく超えており、この差は隠蔽さ れた所得からではなく, 所得課税から除外さ れたキャピタル・ゲインからか. あるいは富 の浪費から賄われているとの認識にもとづい て、税収入は、現行の付加税 (super tax) の うち支出税に代替される部分の税収入よりも はるかに大きいものとなる可能性もあるとし ている。

このような個人支出税について予想される 反対論は、それがインドで採用されるという 場合、カルドアによって以下のように要約さ れる。

- (a) 所得税とともに個人支出税を課すことは、税負担をあまりにも重くし、実行可能ではない。
- (b) 支出に課税することは、貯蓄の免税であり、富裕階層の貯蓄を刺激して富の一層大きな集中をもたらす。もし、富の集中化に対抗するために財産に対して課税するならば、それは貯蓄を刺激するという支出税の利点を相殺する。
- (c) 個人支出税は、税務執行が所得税よりも

より困難である。

(d) 特にインドにおいては、農業所得からの 支出は課税から除外されざるを得ないの で、支出の大部分を農業所得に負わすよう 刺激される。

こうした反対論に対して、カルドアは批判 を試みている。まず(a)についてであるが、消 費支出は課税ベースとして所得よりもより明 確に定義することができ、また所得よりも担 税力のよりよい尺度であるという。これはカ ルドア「3]で詳細に展開された論点である。 とはいえ、支出税を所得税とともに採用する ことに格別の問題はなく、たとえ所得税と付 加税(super tax)がインドにおいて効果的に 実施されているとしても、インドの経済発展 が資本蓄積のために個人支出の制限を要求し ているならば、支出税の導入は正当化される であろうとしている。所得課税が持つ貯蓄や 投資への阻害効果がインドにおいて深刻でな いのは、所得課税の高い最高限界税率にもか かわらず、非課税のキャピタル・ゲインから 資本を蓄積することが可能であるというよう な大きな抜け穴をもっているためである。抜 け穴がふさがれ、所得課税が効果的に執行さ れれば、所得課税の持つ阻害効果は深刻とな り、高い最高限界税率を維持し得ないだろう というのがインドの現状に対するカルドアの 判断である。このような判断から引き下げら れた最高限界税率が適用される所得につい て、なお阻害効果を避けつつ、公平のために さらに累進課税をしようとすれば、そのよう な所得からの支出に課税するのが適切である という考えにもとづいて、高額所得者へは付 加税 (super tax) に代えて支出税の課税が提 案されているのである。このことの含意は,

高額所得者に対する税負担は所得税と支出税とを合わせてそれほど大きな変更はなく,支出税の導入は現行の課税所得に対する税負担をあまりにも重いものにするという批判は当たらないということである。

こうしてみると、個人支出税は所得課税を 補完する役割が与えられ、その意味では、純 資産税と同じであるということができる。し かし、本来個人支出税はカルドアにより所得 課税への徹底した批判にもとづいて主張され たものであり、純資産税とは違い、所得課税 に全面的に取って代わることのできる税であ る。それにもかかわらず、インドの税制改革 案では、所得税を補完するという位置づけが 与えられている。消費支出は所得よりも担税 力のよりよい尺度であるということと,所得 税を支出税で補完するということは、論理的 に不整合であると思える。キャピタル・ゲイ ンをめぐる理論上の問題は、キャピタル・ゲ インを捉える必要のない支出税のもとでは解 消される。所得税と支出税の並存は、個人課 税システムをいたずらに複雑なものにすると いわざるを得ない。それでもなお、所得税を 補完するものとして個人支出税を位置づけた のは、個人支出税はこれまでどの国でも実施 の経験のない新税であり、したがってそのよ うな税の導入は試行という性格を多分に持っ ているということを踏まえた実際上の考慮に よるものと思える。

また、インドでの支出税採用にあたっては、 公平の観点のかわりに、支出税の持つ消費の 抑制、貯蓄の促進という経済効果が強調され ている。支出税の根拠は主として公平にあ り、貯蓄促進は根拠としては二次的な性格を 有し、付随的な経済効果というべきである。 しかし、インドの税制改革案では、支出税が 所得税に全面的に取って代わらないというこ と⁽⁸⁾、インドの経済発展を重視するというこ とから、この二次的な性格が強調されている と考えることができる。

(b)について. カルドアは. 純資産税であれ, 一般贈与税であれ、財産に対する課税は、消 費支出を促進することにより、支出税の利点 を相殺するとみるのは正しくないと主張す る。とはいえ、財産に対する課税は、支出を 促進し、蓄積率を引き下げることをカルドア が認めないわけではない。財産課税と支出課 税は、支出や蓄積に対して、相反する効果を 持っていることは確かである。このような効 果の相反する二つの課税の組合せは、財産の より平等な分配を可能にしつつ。富裕階層の 支出を抑制するものとして、カルドアによっ て積極的に肯定されている。財産課税が大き な富を保有している富裕階層による富の浪費 を促し、支出を高めることに対して、カルド アが提案する支出税の導入は、彼ら富裕階層 に支出税を課すことによって、彼らの支出、 とりわけ奢侈的支出を圧縮することを狙いに したものであるということができる。

(c)の税務執行については、キャピタル・ゲインを非課税にしている現行の所得税よりも、支出税は確かに実施が困難であるが、所得課税を本来あるべき形態で、すなわちより包括的な形態で執行することに比べれば、支出税の執行の方が困難ではないというのがカルドアの主張である。さらに、キャピタル・ゲインを含む所得また財産に課税する個人課税システムに支出税を取り入れることは、支出税の執行、また各税の脱税の防止を容易にすると指摘する。それは、所得税と純資産税

の税額査定のためには、納税者の収入、純資 産額とともに、資産の売買などの資本取引を 納税者に申告させる必要があるが、これらの 情報はまた納税者の個人支出を確定するため にも必要だからである。すなわち、所得税と 純資産税が効果的に実施される体制が整って いれば、個人支出税の導入は税務行政上大っ な追加的負担を強いるものではないというこ とができる。もちろん、フリンジ・ベネフィッ トの取り扱いのように所得税と支出税に共の取 する問題は残るし、支出税では教育支出の取 り扱いのような新たな問題が生じるが、基本 的にはこのようにいえるのではないかと思え る。

(d)はインド固有の問題である。農業所得への課税が憲法上制限されているインドにおいても、農業所得からの支出に課税されてはならないという憲法上の規程はないので、それがどこから引き出されてきたかには無関係に、個人支出に課税することは合憲のように思えるというのがカルドアの見解である。

以上のように、提起される、あるいは提起が予想される反対論を批判しつつ、インドにおいてカルドアが個人支出税の導入を提案するのは、個人支出のうちで、富裕階層の奢侈的消費支出のみが、インドの経済発展、そのために必要な高度の資本蓄積を可能とするように圧縮することのできる唯一の部分であり、個人支出税はまさにこの目的を達成するための強力な手段であるという確信にもとづくものである。これによっても、支出税の持つ経済効果が導入の根拠として強調されていることは明らかである(®)。

Ⅵ. 一般贈与税

当時のインドの状況では、遺贈者に対して 課される遺産税は存在するものの、生前贈与 に対する贈与税は存在しなかった。財産の無 償移転に対するこのような課税のあり方に対 し、カルドアは、遺贈と贈与を課税において 差別するいかなる理由もなく、贈与税がなければ、遺産税回避が刺激され、また、遺産税 回避の範囲を狭めるために、死に先立つ一定 期間の贈与を遺産税の課税対象とすると、課 税に運、不運の要素を持ち込み、遺産税の贈 担を恣意的にすると論じ、遺産税は贈与税で 補完されるべきであり、さらには、財産の無 賃移転に対する税負担は、財産が移転される 情移転に対する税負担は、財産が移転される 方法や形式から独立とされるべきであると主 張する。

また、遺産税の考え方、すなわち、税は移 転される財産に累進的に課され、その税率は 遺産総額にのみ依存し、遺産がどれだけの人 に移転されるかには依存しないという課税方 式は、カルドアによると、古風な考え方であ り、公平の観点から、また課税目的である富 の集中化を防ぐという経済効果の観点から も、問題があるとされる。財産の無償移転に 対する税の負担は、遺産税であってもそれが 前提とするように遺贈者に帰着するのではな く受贈者に帰着し、受贈者の経済力を減少さ せるので、公平の観点からは、適用される税 率は受け取られた財産の大きさに応じて決定 され(遺産継承税の原理), 遺贈された財産総 額によって決定されるべき(遺産税の原理) ではないとされる。また、経済効果の観点か らも、富の集中化を抑えるためには、多くの 人に遺産を分散するほど、税負担総額は少な

くなる遺産継承税の原理が適切であると論じられる。

こうした考察を踏まえて、カルドアは、す べての無償の財産移転に対して、それが生前 になされようと、遺贈によろうと、それとは 無関係に、統一的に税を課すこと、すなわち 単一の一般贈与税を提唱する。もちろん、こ の税の納税義務者は、移転者(贈与者)では なく被移転者(受贈者)であり、受け取る被 移転額に対して累進課税される。また、贈与 を時間的に分割することにより、 税負担の軽 減を図る試みを阻止するためには、贈与を受 贈者の側で累積し、その累積額の増分に超過 累進税率を適用して贈与のたびごとの税額を 求めるという方式、例えば、すぐ後で触れる シャウプ勧告の累積取得税方式が考えられ る(10)。カルドアの提案はこの方式をさらに一 歩進め、適用される税率を、受け取った贈与・ 遺贈を含む受贈者の純資産総額に依存させる ことが主張される。ある年に受け取った贈 与・遺贈は、それが受贈者の純資産に寄与し た追加分に応じて、適用される税率が決定さ れ課税されるという方式は、カルドア独自の アイデアにもとづくきわめてユニークなもの といえる。それは、巨額の富を持っていて、 さらに贈与・遺贈によって財産を受け取る人 は、何らの富も保有していない人が同額の財 産を受け取る場合と比べて、重く課税される べきであるという考えにもとづいている。こ のような考えにもとづく方式で財産の移転に 税が課せられると、富の集中化を阻止する効 果は格段に強化されるということは確かであ ろう。

戦後わが国の税制改革案ともいうべきシャ ウプ勧告では、遺産税・贈与税に関し、原理 的、原則的には、カルドアの考えと同じ考えに立っていると思われる。異なる点として、シャウプ勧告は、受け取る被移転額に対する税額決定のために、先に述べたように、受贈者の側で贈与・遺贈により取得した財産を累積し、それに対して累進税率を適用しようとするものである。この方式では、ある年の贈与あるいは遺贈に対して、それをこれまで受け取った贈与・遺贈と合算して税額を計算し、当期の贈与あるいは遺贈を含まない場合の税額との差が、支払うべき税額とされる。

このようなシャウプ勧告の累積取得税方式 とカルドアの提案する方式との間には、重要 な相違があることはいうまでもない。特定の 贈与・遺贈に対する税額は、シャウプ勧告の 方式では無償の移転によりこれまで取得した 資産の追加分への税額として算定される。他 方, カルドアの方式では, 有償であろうと, 無償であろうとこれまで取得し保有している 純資産総額が、すべて無償の移転で得られた ものと仮定し、その額に課税の対象となる贈 与・遺贈による追加分を含めた合計に対する 税額から、追加分を含まないときの税額を差 し引いて贈与・遺贈に対する税額が算定され る。すなわち、ある年の贈与・遺贈が何に対 する追加分なのかの捉え方が異なっている。 シャウプ勧告の累積取得税方式では、基準と なるのはこれまで受け取った贈与・遺贈の累 積額であり、カルドアの方式では、当期の保 有純資産額である。したがって、カルドアの 方式は、シャウプ勧告の累積取得税方式より も、富の集中化により強力に対抗しうるもの と考えられる。

そして,このようなカルドア方式の一般贈 与税は,純資産税とある種の関係を持ってい ることは明らかである。純資産税が導入されると、納税者の純資産額が毎年申告されるので、カルドアの方式が税務行政上困難な問題を引き起こすことはない。あるいは、一般贈与税のカルドア方式は、純資産税の導入を前提としているということもできる。また、純資産税とのより内在的な関係でいうと、純資産の実際の増加が、購入等の有償の移転によるものであれば、純資産税の納税額が大きくなるだけであるが、それが無償の移転によるものであれば、それに加えて、さらに一般贈与税という重い特別の追加税が課せられるものとして、カルドア方式による一般贈与税を理解することができる。

なお、カルドアの方式では、贈与により増加した純資産が取り崩されて消費に充てられるならば、その後に受け取る贈与に適用される税率は、累進課税であっても、以前の贈与に適用された税率よりも必ずしも高くなるわけではないということになろう。しかし、シャウプ勧告の累積取得税方式では、受け取った贈与が消費に充てられようと、それとは無関係に贈与の累積は行われるので、後の追加的贈与ほど高い限界税率が適用される。この点からも、カルドア方式の一般贈与税は、純粋な贈与税というよりも、納税者の純資産に関連付けられた特殊な贈与税と見ることができると思われる(11)。

ところで、贈与と遺贈は、所得税あるいは 支出税の枠内で取り扱うことができる。所得 の純資産増加説(経済力増加説)の立場から いうと、それらは受贈者の受け取った年の所 得とみなすことができる⁽¹²⁾。もちろん、通常 は、このように所得とみなされることはなく、 贈与・遺贈には所得税とは別の移転税が課せ られる。カルドアの提案も基本的にはそうで ある。しかし、カルドアは一般贈与税の提案 において、贈与とみなされる小額の、規則的 になされる手当てが、一般贈与税のもとで苛 酷に課税されることを防止するために、納税 者(受贈者)には、課税上このような贈与が 彼の通常の所得として取り扱われることを選 択しうる権利が認められるべきであるとして いる。このような贈与が受贈者の生計を支え る助けとなるものであれば、課税上所得とし て取り扱うことも十分理にかなったことであ ろう。というのは、カルドア方式では、贈与 が消費に充てられれば、その後の新たな贈与 に対する税負担が年を追って重くなるという ことはないが、さらにそれが所得とみなされ ると. 低額所得者の場合. 所得税の課税最低 限以下になることも予想され、そのようなと きには、年々の贈与に対して受贈者は税負担 を免れることになるからである。

また、贈与・遺贈は個人支出税において, 贈与者の消費支出とみなし、支出税の課税対 象とすることも可能である。納税者の生涯所 得は生涯消費支出と贈与・遺贈の合計に等し いので、贈与・遺贈を支出とみなし、それら を個人支出税の課税ベースに取り入れると, 個人支出税は生涯所得税という性格を持つと いうことができる。カルドアは、個人支出税 を生涯所得税とするのではなく、贈与・遺贈 については受贈者を納税義務者として一般贈 与税を課すことを選んだということができ る。課税にあたり贈与・遺贈を所得あるいは 支出として取り扱わず、一般贈与税の課税対 象にするということは、それらに特別の累進 課税をすることを可能とするためであること はいうまでもない。

Ⅵ. 単一の包括的な申告, 自己照査機 能を持つ個人課税システム, 資本 取引に関する自動報告制度

単一の包括的な申告

カルドアは、個人課税を構成する5つの税 について、納税者は各税別々に申告するので はなく、各税の税額査定は、納税者によって 提出される単一の包括的申告にもとづいて一 括して行われることを提案する。カルドアに よれば、当時のインドにおいては、納税者に は所得の申告だけが求められ、しかもある特 定の収入に関して、それが所得として申告さ れるべきか否かの判断は、納税者自身に委ね られていた。課税当局は、納税者が保有して いる資本資産あるいはその他の詳細について 納税者に情報を求める権限を有してはいた が、税額査定に直接関係しない事項について 納税者に情報を提供させることは可能ではな く.その権限の行使は控えめにされていた。 したがって、もし、個人課税として、所得税 の他に,純資産税,一般贈与税,キャピタル・ ゲイン税, また個人支出税が導入され, これ ら5税の税額査定につき、別々に申告を求め るのではなく、単一の包括的な申告を求める ことにすれば、各税の課税にとって一連の不 足のない情報、すなわち、年の初めにおける 資産・負債の状況、その年における通常の所 得とともにキャピタル・ゲインあるいは贈 与・遺贈さらには賞金等によるその年の純資 産増加の全額 (all accruals), この純資産増加 額の個人(消費)支出や貯蓄・投資への充当, その結果としての年末における純資産の状況 についての情報を、納税者は課税当局に示さ なければならない。

この包括的申告の利点として、カルドアは、 ある一つの項(ある特定の収入、あるいはあ る特定の資産など)について、納税者が偽り の申告をすることは困難になろうということ を指摘する。というのは、一つの項について の虚偽の申告は、申告全体の整合性を損なう からである。各税別々に申告が求められると きには、ある税の申告である項を偽ることは 比較的容易であり、課税当局が同一納税者の 他の税に関する別の申告と照合して偽りを発 見することは不可能でないにしても、偽りは 見過ごされやすい。その点、包括的申告の場 合には、申告全体を偽るのはともかく、申告 の一部を偽るときには、それは直ちに露見す るであろう。もちろん全体を偽ることはでき るが、それは一部を偽るよりもはるかに困難 である。

もし個人支出が直接求められ申告されるな らば、包括的申告は、確かに、納税者がある 特定の項(例えば収入のある項)について隠 蔽あるいは過少の申告をすることを極めて困 難にすると思える。しかし、個人支出税の税 額査定においては、個人支出は現金流入額か ら非消費支出のための現金流出額を差し引い た残余として求められ、包括的申告のなかで 明らかにされる。すなわち、個人支出は包括 的申告のなかの諸項目から間接的に求められ るので、申告全体にとってはいわば調整項目 として位置づけられるということもできるで あろう。そうであるとすれば、ある項に関し 納税者が虚偽の申告をしたとしても、個人支 出をそれに合わせて調整すれば(あるいは自 動的に調整されるので)、申告全体は整合的 となるであろう。それゆえ、虚偽の申告が包 括的申告において不可能というわけではな

い。もちろん,個人支出は人為的にどこまでも調整できるというわけではなかろう。外部からみておおよそ判断できる納税者の生活様式から著しくかけ離れた個人支出を申告することはできない。ともあれ、包括的な申告は、カルドアが期待するように,申告全体の整合性を納税者に強いるという点で,各項における正確な申告を促すということはいえるであろう。こうして,5つの個人税の執行を実効的にするためには,包括的申告が不可欠であるとカルドアは主張するのである。

自己照査機能を持つ課税システム

もう一つカルドアが強調するのは、5つの 税で個人課税が構成されれば、個人課税シス テムは自己照査機能を持つということであ る。カルドアのいう自己照査機能は二重の意 味を持っているように思える。その一つは、 上でみた包括的申告がもっている自己照査機 能である。申告全体には整合性が要求され、 ある特定の項の申告は、他の項に関する申告 と照合することによって、その妥当性が確認 される。もう一つは、ある人の申告と他の人 の申告を照合することによって可能となる自 己照査機能である。例えば、納税者は支出税 の税額査定のために除外支出を申告すること になるが、ある納税者 A による除外支出の ある項の申告は、他の納税者 B にとっては収 入(より正確には資産の売却などによる現金 の流入)をあらわす。納税者 B にとって、こ の収入が何からの課税対象(例えば、キャピ タル・ゲイン, あるいは個人支出) に反映さ れるべきであるとするなら、納税者 A の申 告は納税者Bの申告を照査することになる。 また. 個人支出税の税額査定では. 納税者 A による除外支出のある項の過大申告は A に とって有利であり,B にとっては個人支出税 に関して、あるいはキャピタル・ゲイン課税 に関して収入の過少申告が有利である。この 利害の相互に反することが,資産の購入・売却,キャピタル・ゲインなどに関し偽りのない申告を保証するものとなる。こうして,カルドアのインド税制改革案では,個人課税システムが自己照査機能を十分に備えることができるように,それは提案される5つの税によって構成されねばならいということが強く主張されるのである。

資本取引に関する自動報告制度

カルドアは、インドでは納税者は所得あるいは資産について正確な申告をしていないし、課税当局もそれらを完全に補足し得ないでいることが、脱税を容易にしているとの認識から、資本取引について、資産の登録と租税票(tax voucher)、コード番号(code number)の使用による自動報告制度の創設を提案する。カルドアによって提案されている自動報告制度の具体的なイメージは、カルドアの説明を要約すれば、次のようなものである。

資産の移転者(有償移転の場合には、資産 の売り手)は、2通あるいは3通(支出税が 導入されるときには3通)の同じ内容を持つ 租税票に必要な事項を記入し、それを資産の 被移転者(有償移転の場合には、資産の買い 手)に手渡し、被移転者は残りの部分に必要 な事項を記入して、2通あるいは3通の租税 票を完成する。租税票には、移転者と被移転 者のコード番号を明示することが義務づけら れている。被移転者は、資産を登録局に登録 するとき、移転証書とともに租税票を提出す る。その際、彼が資産の実質的な所有者であ るのか、単なる名義人にすぎないのかを明ら かにする宣誓書に署名し、単なる名義人の場 合には実質的所有者のコード番号を開示しな ければならないとされる。開示しなければ、 名義人が法的にも実質的な所有者とみなされ る。この規程は、実質的所有者が権利証書を もっていてもそれは彼を保護する手段となり 得ないことを意味し、実質的所有者の名義人 取引の利用による資産の隠匿と脱税を阻止す ることがその狙いであることは明らかであ る。登録局は、受け取った2通の租税票を課 税当局に送付する。課税当局は1通を移転者 を担当する税務職員に発送し、もう1通を資 産の実質的所有者を担当する税務職員に発送 する。支出税が採用されている場合には、被 移転者は3通のうち1通の租税票を保持し、 支出税の税額査定のとき、除外支出を裏付け る租税票として、それを担当の税務職員に提 出することになる。

こうして、課税当局は、個々のケースごとの煩わしい調査なしで、納税者によってなされた一年間の資本取引に関して完全な記録を手に入れることができるとされる。このような情報の入手は、カルドアのいうように、支出税だけではなく、個人課税を構成する5つの税すべてにとって、その効果的、効率的執行を可能とするものであり、その重要性は間違いなく大きい。また、支出税が導入されるならば、たとえ資産の登録が強制されなくも、資産の買い手は、売り手に対して、売り手によって必要事項が記入された租税票を、彼の除外支出を裏付けるものとして、引き渡すように要求するであろうとカルドアは指摘

しているが、この指摘の含意は、租税票の作成・提出がかなり自発的になされるであろうということである。カルドアはまた、株式・社債などの登録の際、名義保有者とともに実質的所有者のコード番号が知られていれば、会社から送付される支払い票(所得税が源泉徴収される場合は、所得税票)をもとに、課税当局は納税者による利子と配当の申告を自動的に照査することになるということを付け加えている。

カルドアは、インドに関して提案された租 税票の先例として、スウェーデンでの租税票 使用の経験に言及している。スウェーデンで の租税票は、インドに関して提案されたもの と基本的には同様なものであり、租税票の作 成義務は貨幣を受け取る側(資産の売り手等) にあり、それを提出する義務は貨幣を支払う 側(資産の買い手等)にある。カルドアの提 案とスウェーデンでの先例との違いは、コー ド番号が統一的に使用されることだけでな く、租税票によって報告される取引の範囲が 広く、貸付や過去の債務の返済、宝石や金の 取引など、あらゆる資本取引がその中に含ま れることである。租税票を用いる自動報告制 度があらゆる資本取引に適用されるのは、イ ンドでは個人支出税という新税の導入が提案 され, その実施を容易ならしめるためである。 また、カルドアによってスウェーデンでの先 例が取り上げられたのは、インドに関して提 案された自動報告制度の採用が税務行政上過 度の負担を強いることはないだろうというこ とを示唆するためでもある。

租税票による自動報告制度の提案は,これ を株式の取引,また貸付や借入などのすべて の資本取引に適用することを狙いとし,また,

租税票に資産の実質的な所有者を開示するこ とを狙いとしているが、カルドアがいうよう に, 自動報告制度それ自体は, あらゆる状況 ですべての脱税を防止すると期待できるわけ ではない。もし、資産の売り手と買い手が資 産価値を過少に記載することにより、ともに 利益を得ることができるならば、提案された 自動報告制度といえども、それを防ぐことは できないであろう。しかし、注意すべきこと は、個人課税に支出税、キャピタル・ゲイン 課税が取り入れられるならば、売り手と買い 手の利害は必ずしも同じではないということ である。売り手は資産価値の過少記載に利益 を持つであろう(それにより、収入あるいは キャピタル・ゲインを少なく偽ることができ る)が、買い手は資産価値の過大な記載に利 益を持つ(純資産税については不利であるが、 除外支出を大きくし、またキャピタル・ゲイ ンを少なく偽ることができる)。こうしたこ とから、隠匿するために、租税票を伴わない 闇の取引によって資産を購入することは決し て資産購入者の利益にならないことも明らか である。

なお、宝石や金の取引、保有に関して、カルドアは、その取り扱いがインドでは特に重要であることを考慮して、次のような提案をしている。宝石に関しては、取引業者に1万ルピーを超える購入・販売について、コード番号の開示を含む租税票の作成が強制されるべきであるとされ、金に関しては、公的に登録された取引業者を通じてのみ売買を認め、それ以外の売買を非合法とし、取引には租税票が伴うものとされる。このように、自動報告制度は、宝石や金の取引にまで及ぶものとされるのである。

Ⅷ. おわりに

カルドアのインド税制改革案では、所得課税を純資産税で補完すること、またキャピタル・ゲイン課税を再導入することが提案されている。純資産税の役割とキャピタル・ゲイン課税の意義については、もちろん重要な論点であるが、提案それ自体は、戦後わが国の税制改革案であるシャウプ勧告でも同じ提案がなされていることからみても、またキャピタル・ゲインについてはなお問題があるとはいえ課税されている今日から振り返ってみても、カルドアの税制改革案で注目すべき特徴の一つとは見なしがたい。

支出税の導入こそ、カルドアの税制改革案 で最も注目すべき提案である。それは、所得 税批判にもとづく支出税の提唱というカルド ア独自の租税論をインドに適用しようとした ものである。ただし、支出税導入にかかわる 税制改革案の特徴は、所得課税に全面的に 取って代わるものとして支出税を導入するの ではなく, 所得税とともに課税され, 所得税 を補完するもの、付加税(super tax)に代わ るもの、高額所得者に対する一層の累進課税 を実現するものとされる点にある。そして. 付加税 (super tax) に代わる支出税の意義は、 貯蓄 (資本蓄積) に対して所得課税の持つ阻 害効果を避けつつ、それを刺激する効果が期 待される点、とりわけ、富裕階層の奢侈的消 費支出を抑制する点にあることが強調され る。

他方で、消費支出は所得よりも担税力のよりよい尺度であり、支出税は所得税よりも公平であるというカルドア租税論の中心命題は、インド税制改革案でそれほど強調されて

はいない。これは、支出税が所得税に全面的に取って代わらないことと、インドの経済発展のために高度の資本蓄積が要請されていることに密接に関連するものである。しかし、支出税と所得税との並存は、カルドア租税論の中心命題とは論理的に不整合であり、所得課税の問題点を解消することにつながらず、個人課税システムを複雑なものにするということは否めないと思われる。

また、一般贈与税では、贈与・遺贈は、納税者の純資産への追加分として捉えられ、贈与・遺贈に適用される税率はそれにもとづいて決定されるという方式が提案される。このような方式の提案もまた、カルドア独自のアイデアということができる。少数の富裕階層への富の集中化が激しいインドの状況を考えれば、それを抑制するための強力な手段が要請される。このことが、このような方式の提案を生み出したといえる。

さらに、個人課税システムは、(a)所得、(b) キャピタル・ゲイン、(c)純資産、(d)個人 (消費) 支出、(e)贈与・遺贈に対する5つの税で構成されなければならないことが重視され、税制改革案の中でも繰り返し強調されている。このことも、注目されねばならない。これら5税(改革案では、キャピタル・ゲイン税は所得税に吸収されるので、形式的にいえば4税)の税額査定が、納税者から提出される包括的申告により一括して同時に行われるならば、課税当局は各税の税額査定に不足のない情報を得ることができ、各税の税務執行を実効あるものとし、脱税を困難にすると期待されている。

純資産税,個人支出税の執行に課税当局が 努力することが、キャピタル・ゲイン課税を 含む所得税の執行をきわめて容易にするということは、重要な点であると思われる。純資産税一つをとってみても、それを満足に執行できないような税務体制では、キャピタル・ゲイン課税を含む所得税の効果的な執行もまた不可能であるというべきであろう。また、納税者の申告を照査するために、あらゆる資本取引に関して租税票を用いた自動報告制度の創設も提唱されている。このように、税務行政の改善に大きな関心を寄せていることも、カルドアのインド税制改革案の特徴の一つということができる。

注

- (1) 利潤・所得課税王立委員会の委員としての仕事は、王立委員会少数派意見〔2〕にまとめられており、カルドア租税論の理論的展開は『支出税』〔3〕に集約されている。王立委員会少数派意見については、拙稿〔6〕、〔7〕をみられたい。
- (2) このことは、Part II で論じられる。Part II については、抽稿[8]をみられたい。
- (3) 法人税については、利潤に対する課税を取り 扱う Part Ⅱにおい詳しく論じられる。
- (4) リースの手数料などの資本収入にも所得税が課せられる。
- (5) 所得税の諸問題についてのカルドアの見解に 関しては、カルドア〔2〕も参考となる。
- (6) また、他の家族の成員でも、一つの家計のもとで生活している場合には、彼らの収入、所得、財産は合算されるという条件の下で、共に生活している家族のなかに含められ、成人1人のある分数として計算される。
- (7) 税込み税率をt, 税引き税率をt'とすると, 両者の関係は, t=t'/(1 + t')となる。
- (8) これは、カルドアが『支出税』[3]で展開した 議論からすると、公平という点で不徹底なもの といえるであろう。
- (9) スウェーデンにおいて 1990 年代初めから採用されている二元的所得税 (労働所得には累進課

税を行い、資本所得には低率の課税を行う)については別に十分な考察を必要とするが、支出税の考えの延長線上にあると思える。それは、支出税を、その前払い形態としての労働所得税と等しいと考え、所得税の中に支出税の要素を形を変えて取り入れたものと理解することが可能ではないかと思われるからである。二元的所得税に関しては、証券税制研究会編[5]が詳しい。

- (10) シャウプ勧告の取得税 (the accessions tax) は 継承税 (succession tax) と同義であると考えて よい。
- (11) それゆえ、このような一般贈与税は、資産から の消費を強く促すことになると思われ、これに 対処するために、個人支出税の必要性はより大 きくなると考えられる。
- (12) 贈与者については、贈与と遺贈はそれにかか わる財産において発生していたキャピタル・ゲ インが実現する機会とみなされるべきであると されると、移転される財産価値のうちキャピタ ル・ゲインの部分には贈与者に所得税が課せら れる。

参考文献

[1] Kaldor, N., "Indian Tax Reform (1956)," in Collected Economic Essays 8: Report on Taxation II, Duckworth, 1980.

- [2] Kaldor, N., "Memorandum of Dissent to the Final Report of the Royal Commission on the Taxation of Profits and Income (1955)," in Collected Economic Essays 7: Report on Taxation I, Duckworth, 1980.
- [3] Kaldor, N., An Expenditure Tax, George Allen & Unwin, 1955. 時子山常三郎訳『総合消費税』東洋経済新報社, 1963。
- [4] (助神戸都市問題研究所地方行財政制度資料 刊行会編『シャウプ使節団日本税制報告書(戦 後地方行財政資料別卷1)』勁草書房, 1983。
- [5] 証券経済研究会編『二元的所得税の論点と課題』財日本証券経済研究所,2004。
- [6] 拙稿「キャピタル・ゲイン課税の基本問題 —1955 年利潤・所得課税王立委員会少数派意 見(N. カルドア)をめぐって—」日本の資本市 場と証券税制研究会編『資産所得課税の理論 と実際』(財日本証券経済研究所, 2000。
- [7] 拙稿「所得課税におけるいくつかの問題 —1955年王立委員会少数派(N. カルドア)意 見をめぐって一」『三重大学法経論叢』19巻、 1号、三重大学社会科学学会、2001。
- [8] 拙稿「カルドアのインド税制改革案における 事業利潤の取り扱いと会社課税」『三重大学法 経論叢』25巻, 2号, 三重大学社会科学学会, 2008。